

○内閣府  
財務省  
厚生労働省  
省令第 号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第二項において読み替えられた同条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命

令の一部を改正する命令

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（

総理府  
大蔵省令第八号  
労働省  
平成十二年

の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	
		自己資本の充実の状況に係る区分	命令
第二区分	「略」	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
単体自己資本比率	「一〇パーセント以上二パーセント未満」	「一〇パーセント以上二パーセント未満」	「一〇パーセント以上二パーセント未満」
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	「一〇六 略」	「一〇六 略」	「一〇六 略」
七 法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付	七 法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付	七 法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付	七 法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付
		改正前	
		自己資本の充実の状況に係る区分	命令
第二区分	「同上」	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「一〇六 同上」	「一〇六 同上」	「一〇六 同上」	「一〇六 同上」
七 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付	七 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付	七 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付	七 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付
		改正前	

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)  
 第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六條第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会(以下「金庫」という。)の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)  
 第一条 「同上」

第二区分	連結自己資本	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令	<p>2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	<p>随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十二号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>
	次の各号に掲げる自己資本の充実に資す				

第二区分	「同上」	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令	<p>2 「同上」</p>	<p>随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>
	「同上」				

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔3・4 略〕	〔略〕	比率 一パーセント 以上二パーセント未満	る措置に係る命令 「一〇八 略」 九 法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十二号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 〔略〕
		〔同上〕		「一〇八 同上」 九 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 〔同上〕
	〔3・4 同上〕			

## 附 則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。